第２　権利の変更及び弁済・納付方法
１　届出のある租税等の請求権
⑴　更生手続開始決定日以後の延滞税等の免除
別表９「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の租税等の請求権（以下「租税等請求権」という。）のうち、本件更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、更生計画認可決定の日）までの間に生じる延滞税等及び更生計画認可決定の日の翌日から納税を完了する日までの延滞税等については、徴収の権限を有する者の意見を聴いた上で、その全額について、更生計画認可決定の日に免除を受ける。
⑵　前述⑴による免除後の租税等請求権の全額（別表９「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の「納付額」欄記載の金額）を、本件一括弁済日に一括納付する。
２　その他の優先的更生債権
前述１以外の優先的更生債権（別表10「優先的更生債権弁済計画表（その他優先的更生債権）」）については、金馬車と更生会社とが重畳的債務引受を行っているものであり、アンダーツリー東京が金馬車の更生計画に基づいて全額の弁済を行い、更生会社の更生計画に基づく弁済は行わない。
第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定した更生債権の表示
確定した一般更生債権は以下のとおりである。
確定一般更生債権額　合計11,623,469,677円及び額未定（別表11「一般更生債権弁済計画表」）（債権者数　合計33名）
第２　権利の変更及び弁済方法
１　免除
⑴　免除の効力の発生
ア　本件更生手続開始決定日以後の利息、遅延損害金及び違約金については、更生計画認可日に全額免除を受ける。
イ　前述アによる免除後の一般更生債権額から後述２⑴に規定する弁済額を控除した残額について本件一括弁済日に免除を受ける。
⑵　追加弁済による免除の効力の失効
前述⑴の免除後に後述２⑵による追加弁済を行う場合は、その追加弁済を行う日において、それぞれの追加弁済額の限度において、前述⑴イの免除は効力を失う。
２　弁済
⑴　基本弁済
本件一括弁済日に、前述１⑴アによる免除後の一般更生債権額（以下「免除後一般更生債権額」という。）について、25パーセントの割合により算定される弁済額（別表11「一般更生債権弁済計画表」記載の「弁済額」欄記載の金額）を弁済する。
⑵　追加弁済
下記の追加弁済原資金額を、免除後一般更生債権額と関東大鳥の更生計画における免除後一般更生債権額との合計額で除して追加弁済率を算出する（なお、関東大鳥の更生計画において、一般更生債権についての「権利の変更及び弁済方法」の定めは、本更生計画と同旨である。）。
各免除後一般更生債権額に当該追加弁済率を乗じて算出された金額を、管財人が裁判所の許可を得たうえで、各一般更生債権者の追加弁済額として、追加弁済日に追加弁済する。
なお、追加弁済原資が存しない場合は、追加弁済は行わない。また、管財人は前述⑴の基本弁済と追加弁済とを同日に行うことができる。
記
追加弁済原資金額は、以下の［弁済原資項目］の合計額から、以下の［弁済項目］の合計額を控除した残額とする。
［弁済原資項目］
ア　本件スポンサー契約で定めるアンダーツリーによる支援金額
イ　基準日現在における更生会社等の現預金残高
［弁済項目］
ア　一定の共益債権（本件スポンサー契約に基づき前述の［弁済原資項目］から支出することが定められている共益債権）
イ　更生会社等の更生手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用に係る共益債権
ウ　更生会社等の更生計画に基づく更生担保権の弁済額
エ　更生会社等の更生計画に基づく優先的更生債権の弁済額
オ　更生会社等の更生計画に基づく本件一括弁済日における一般更生債権の弁済額
カ　金馬車の更生計画に基づいて支払われる敷金・保証金の支払見込額
３　弁済率に関する特則
⑴　東京都府中市宮西町一丁目２番地１他所在の家屋番号２番１の建物（並木西ビル）につき、株式会社東日本銀行を抵当権者とする一番抵当権（平成11年１月11日受付。受付番号693号）の被担保債権に関する一般更生債権（別表11「一般更生債権弁済計画表」整理番号23の※３）については、前項⑴の定めを適用するにあたっては本件一括弁済日以前に、前項⑵の定めを適用するにあたっては追加弁済日以前に、同建物所有者による代位弁済が行われ、当該一般更生債権の名義が同建物所有者に変更となった場合に限り、前項⑴、⑵に定める弁済率を他の一般更生債権に対する弁済率の２分の１とする。
⑵　東京都府中市宮西町一丁目４番地１他所在の建物（Ｂビル）につき、株式会社八千代銀行を抵当権者とする二番抵当権（平成14年８月28日受付。受付番号48671号）の被担保債権に関する一般更生債権（別表11「一般更生債権弁済計画表」整理番号６の※３）については、前項⑴の定めを適用するにあたっては本件一括弁済日以前に、前項⑵の定めを適用するにあたっては追加弁済日以前に、同建物所有者による代位弁済が行われ、当該一般更生債権の名義が同建物所有者に変更となった場合に限り、前項⑴、⑵に定める弁済率を他の一般更生債権に対する弁済率の２分の１とする。
４　重複債権に関する特則
債権者が更生会社と金馬車双方に債権届出をしている重複の一般更生債権（別表11「一般更生債権弁済計画表」の※１の一般更生債権）については、金馬車と更生会社とが重畳的債務引受を行っているものであり、アンダーツリー東京が金馬車の更生計画に基づいて全額の弁済を行い、更生会社の更生計画に基づく弁済は行わない。
５　グループ間債権に関する特則
金馬車が更生会社に対し債権届出をしているグループ間の一般更生債権（別表11「一般更生債権弁済計画表」の※２の一般更生債権）については、第８章記載の合併完了時に、混同により消滅するものとし、弁済を行わない。
第４節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済・納付の場所等
１　本更生計画による弁済は、弁済時における第８章記載の吸収合併後の吸収合併存続会社であるアンダーツリー東京の本社である茨城県日立市幸町二丁目１番10号において行う。ただし、弁済を実施する時点で支障がある場合には、管財人の法律事務所（東京都千代田区丸の内二丁目１番１号丸の内マイプラザ13階　あさひ法律事務所）において行う。なお、更生担保権者又は一般更生債権者が預金口座を指定しその口座への振込を求めた場合には、アンダーツリー東京の振込手数料負担において、債権者の指定する口座に円貨を振り込む方法で行う。
アンダーツリー東京が、弁済額に対して源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を交付ないし送金する。